

出産育児一時金について

(資料)

- 出産育児一時金の見直し案について

(参考資料)

- 出産育児一時金について
- 出産育児一時金の受取代理について
- 出産育児一時金に関する意見交換会について
- 出産育児一時金に関する意見交換会における関係団体等の意見

出産育児一時金の見直し案について

1. 出産育児一時金の額の引上げについて

- ・ 緊急の少子化対策として実施。当面2年間の暫定措置
- ・ 政令改正により、全国一律に額を引上げ(引上げ額は検討中)
- ・ 保険者に対する国庫補助については、保険者への影響度合いに応じた重点的な補助を検討

2. 医療機関への直接支払いについて

- ・ 今回の引上げ分に伴う国庫補助の支給対象を、医療機関等に直接支払う保険者に限ることにより、直接支払を徹底
- ・ 医療機関は、明細を添えて保険者に出産費用を請求
保険者は、支払業務を原則として審査支払機関に委託
- ・ 審査支払機関、医療機関等におけるシステム改修を要するため、施行は21年10月

3. 出産育児一時金のあり方の検討

妊婦の負担軽減を図るための出産に係る保険給付やその費用負担の在り方を検討

出産育児一時金について

■医療保険各法(健康保険法や国民健康保険法)に規定されている保険給付には、現物給付と現金給付がある。

(現物給付)

⇒療養の給付(診察、薬剤・治療材料の支給、処置、手術その他の治療 等)

(現金給付)

⇒傷病手当金、埋葬料、**出産育児一時金**、出産手当金、療養費、移送費 等

出産育児一時金とは

【給付目的】

○出産に直接要する費用や出産前後の健診費用等の出産に要すべき費用の経済的負担の軽減を図るために支給されるもの。

【給付対象】

○被保険者及びその被扶養者である配偶者等が出産した場合。

○年間の支給件数は約111万件(平成17年度)。

【給付金額】

○1児につき35万円が支給される(平成21年1月からは38万円に引き上げ予定)。

【給付手続】

○出産後、被保険者は医師等または市町村長から出生に関する証明を受けた所定の申請書を保険者に提出する。

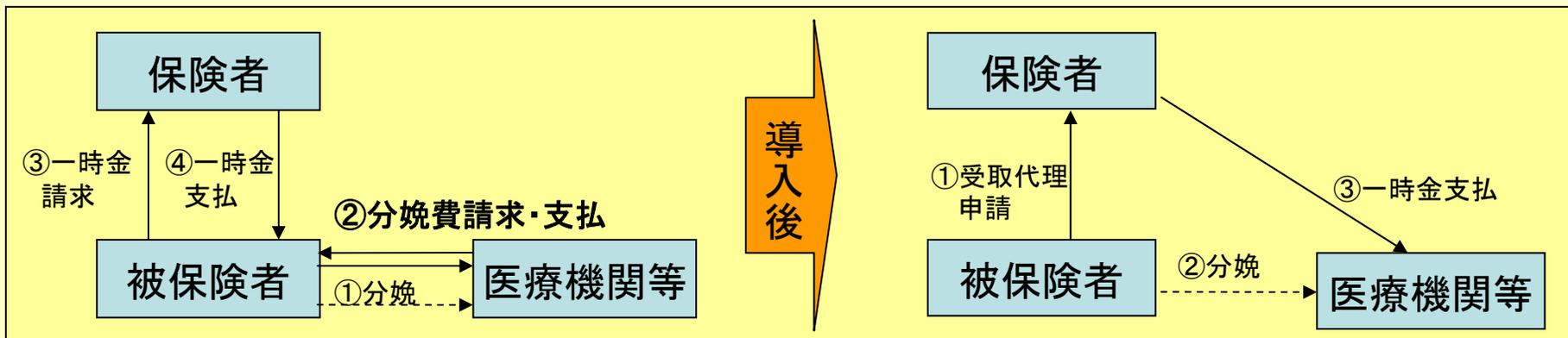
○出産の費用に出産育児一時金を充てることができるよう、被保険者の事前の請求により医療機関が被保険者に代わり出産育児一時金を受け取ることができる仕組みがある(受取代理)。

出産育児一時金の受取代理について

○受取代理の概要

被保険者等が窓口で出産費用を支払う負担を軽減する観点から、平成18年9月より、事前の申請により、医療機関等が被保険者に代わり保険者から出産育児一時金等を受け取る仕組みの導入を促進しているところ。

(イメージ)



○保険者ごとの受取代理の実施状況

- ・ 協会けんぽ 平成18年10月（当時は政府管掌健康保険）より実施
- ・ 健康保険組合 約70%（実施済・実施予定）
（回答率85%、平成19年6月末現在、その後の状況は現在調査中）
- ・ 国民健康保険 約90%（実施済・実施予定）（全数調査、平成19年1月1日現在）

出産育児一時金に関する意見交換会について (平成20年11月27日開催)

概要

出産育児一時金の見直しの検討に当たり、厚生労働大臣が関係者から直接意見を聞くため開催したもの。

出席団体等

健康保険組合連合会	対馬 忠明	専務理事
全国健康保険協会	小林 剛	理事長
全国市長会	河内山 哲朗	国民健康保険対策特別委員会委員長
全国町村会	藤原 忠彦	行政部会長
日本医師会	藤原 淳	常任理事
日本経済団体連合会	久保田 政一	常務理事
日本産科婦人科学会	吉村 泰典	理事長
//	海野 信也	産婦人科医療提供体制検討委員会委員長
日本産婦人科医会	寺尾 俊彦	会長
//	木下 勝之	副会長
日本助産師会	岡本 喜代子	副会長
//	加藤 尚美	専務理事
日本労働組合総連合会	逢見 直人	副事務局長
	大熊 由紀子	国際医療福祉大学大学院教授、元朝日新聞論説委員

(団体名の五十音順、敬称略)

出産育児一時金に関する意見交換会における関係団体等の意見

○藤原淳氏(日本医師会常任理事)

- ・ 一時金の額は全国一律としていただきたい。
- ・ 直接支払方式には基本的に賛成だが、関係医会・学会の意見を尊重。

○吉村泰典氏(日本産科婦人科学会理事長)、海野信也氏(同会産婦人科医療提供体制検討委員会委員長)

- ・ 地域ごとの一時金設定は反対。周産期医療は崩壊危機にあり、むしろ地方に手厚くしないといけない。最低限全国一律の引き上げ。
- ・ 直接支払方式は一律導入ではなく、自治体の判断に任せるべき。
- ・ 請求額の低い地方の自治体病院が価格を押し下げ、医療機関の財政を圧迫している一方、地方の病院には妊婦が集中して産科医が疲弊し辞めている。
- ・ 保険適用は長期的には議論があると思うが、診療所に大きな影響がある。

○寺尾俊彦氏(日本産婦人科医会会長)、木下勝之氏(同会副会長)

- ・ 額の見直しにより産科医が増えるならいいが、地方格差を固定するような誤解が生じれば困る。
- ・ 受取代理制度の利用は法律で位置付けて欲しい。
- ・ 保険適用は困難。

○岡本喜代子氏(日本助産師会副会長)、加藤尚美氏(同会専務理事)

- ・ 地域ごとに差を設ける必要はない。
- ・ 直接支払方式は、公立病院等のための未収金対策として必要であれば賛成。
ただし、事務手続きの負担軽減について配慮願いたい。
- ・ 保険に入っていない人の対策も考えてほしい。

○対馬忠明氏(健康保険組合連合会専務理事)

- ・ 恒久的に法律で見直しを行うのであれば、時間をかけ検討すべき。
- ・ 緊急特別対策として行うのであれば、公費投入に特化したらどうか。
これ以上の保険料負担は困る。
- ・ 地域ごとの額の設定は反対。やるのであれば全国一律。
- ・ 直接支払方式については、現行の受取代理制度の定着を更に進めるということの良いのでは。

○小林剛氏(全国健康保険協会理事長)

- ・ 緊急対応ならば、公費として必要な措置をすることがひとつの方法ではないか。
保険給付の中に都道府県毎の仕組みを取り入れるということならば、長期的議論が必要。
- ・ 38万円を超えて保険料負担が増えることについては、協会として財政状況が苦しいので厳しいということをご理解をいただきたい。
- ・ 受取代理制度は18年10月から実施しており、直接払いの普及には協力したい。

○河内山哲朗氏(全国市長会国民健康保険対策特別委員会委員長)

- ・ 地域ごとの一時金額については、里帰り出産などもあり、国保の対応を技術的に検討する必要がある。
- ・ 直接払いは有意義であり賛成。
- ・ 健診、出産、育児、仕事との両立、小児医療対策などをトータルとして、安心感を与えるメッセージとしてパッケージで出してもらった方がよい。

○藤原忠彦氏(全国町村会行政部会長)

- ・ 地域ごとの額については、あまり賛成できないという意見が多い。
格差により医療体制に影響がでることを懸念。
- ・ 直接支払い方式については現状でも受取代理制度があり、法定化は理解が得られやすいだろう。
- ・ 国の施策ということであれば、その責任において財源補填もしっかりしてほしい。

○久保田政一氏(日本経済団体連合会常務理事)

- ・一時金の額の引上げについては、保険者負担とならないようにしてほしい。
突き進めていけば、全額国庫負担ということが前提と考えられる。

○逢見直人氏(日本労働組合総連合会副事務局長)

- ・地域差を付けて一時金の額を見直すことについては慎重に考える必要がある。
分娩費用の明細を明らかにしなければ、引上げの根拠が合理性のないものになりかねない。
- ・財源については、出産を保険適用した上で、まずは保険料で賄うのが筋であり、
その上で自己負担分については公費の投入を含めて検討すべき。
- ・直接支払方式は有効であると思うので反対はしない。その上で、医療機関から保険者へのレセプト請求に併せて一時金についても請求書を出させる仕組みとすべきである。
- ・出産が自由価格である現状では、一時金と出産費用の差額を医療機関に支払うのは税金の無駄遣いと言われかねない。
- ・今回の対応について、緊急対応という意味で理解するが、恒久的な措置に向けた議論を行うべきである。

○大熊由紀子氏(国際医療福祉大学大学院教授、元朝日新聞論説委員)

- ・一時金の額に差を付けるのであれば、医療体制の厚い医療機関に高く、
そうでない所には低くといった形で設けるべき。
- ・直接払いは賛成。申請しなくても、自動的に医療機関から保険者に請求するようなシンプルな方法にすればいい。
- ・とりあえずは公費でということには賛成。
- ・直接支払いにしないと妊産婦の安心にはならないのではないかという意味では、
健診から出産までのパッケージの施策であるべき。
- ・ゆくゆくは、費用の透明性の確保のため、保険適用した方が良い。
- ・差額は妊産婦本人に返さなくてもよい。